

議案第104号

財産区管理条例の一部改正について

次のとおり財産区管理条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年12月13日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

財産区管理条例の一部を改正する条例

財産区管理条例(昭和35年三朝町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
(委員の選任) 第4条 委員は、財産区管理委員選挙会(以下「選挙会」という。)が、各財産区の区域内に3箇月以来住所を有する<u>者</u>で三朝町議会の議員の被選挙権を有する<u>もの</u>(以下「被選挙権を有する者」という。)のうちから法第118条の規定の例により選挙する。 2及び3 略 4 各部落の区域に3箇月以来住所を有する<u>者</u>で三朝町議会の議員の選挙権を有する<u>もの</u>は、別表の左欄に掲げる部落ごとにそれぞれ右欄に掲げる数の選挙会員を、その部落に3箇月以来住所を有する<u>者</u>で三朝町議会の議員の選挙権を有する<u>もの</u>のうちから、<u>法第118条</u>の規定の例により選挙するものとする。 5～7 略	(委員の選任) 第4条 委員は、財産区管理委員選挙会(以下「選挙会」という。)が、各財産区の区域内に3箇月以来住所を有する<u>世帯主</u>で三朝町議会の議員の被選挙権を有する<u>者</u>(以下「被選挙権を有する者」という。)のうちから法第118条の規定の例により選挙する。 2及び3 略 4 各部落の区域に3箇月以来住所を有する<u>世帯主</u>で三朝町議会の議員の選挙権を有する<u>者は</u>、別表の左欄に掲げる部落ごとにそれぞれ右欄に掲げる数の選挙会員を、その部落に3箇月以来住所を有する<u>世帯主</u>で三朝町議会の議員の選挙権を有する<u>者</u>のうちから、<u>第118条</u>の規定の例により選挙するものとする。 5～7 略

別表(第4条関係)

三朝財産区		三徳財産区		小鹿財産区		旭財産区		竹田財産区	
砂原 三朝 山田 (2区を含む。) 横手 大瀬	2 2 2 2 2	俵原 吉原 成 (三徳山を含む。) 合谷 坂本 片柴戸	1 1 1 1 1 1 1 1 1	神倉 (中津を含む。) 東小鹿 西小鹿 岩本 高橋 波伯山 井土 吉田	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	鉛山 柿谷 実光 太郎田 福吉 笏賀 小河内 福田 下谷 吉尾 鎌田 森泉 本宮 若今 湯谷 牧松 赤柿 大恩 地谷 助久 原源寺 曹	1 1	木地山 加谷 穴鴨 大谷 三軒屋 下畑 福山 福本 上西谷 下西谷 田代	1 1

別表(第4条関係)

三朝町財産区		三徳財産区		小鹿財産区		旭財産区		竹田財産区	
砂原 三朝 山田 (2区を含む。) 横手 大瀬	2 2 2 2 2	俵原 吉原 成 (三徳山を含む。) 合谷 坂本 片柴戸	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	中津 神倉 東小鹿 西小鹿 岩本 高橋 波伯山 井土 吉田	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	鉛山 柿谷 実光 太郎田 福吉 笏賀 小河内 福田 下谷 吉尾 鎌田 森泉 本宮 若今 湯谷 牧松 赤柿 大恩 地谷 助久 原源寺 曹	1 1	木地山 加谷 穴鴨 大谷 三軒屋 下畑 福山 福本 上西谷 下西谷 田代	1 1

附 則

この条例は、公布の日から施行し、施行後最初に行われる選挙から適用する。